

## 閲 覧 用

※ 個人情報に係る部分は秘匿しています。

# 令和 3 年第 4 回定例市議会提出議案

( 予 算 案 を 除 く 。 )

藤 井 寺 市



目 次

議案番号	議 案 名	ページ
(報 告)		
2 0	専決処分の承認を求めることについて（令和3年度藤井寺市一般会計補正予算（第8号））	1
(議 案)		
5 0	藤井寺市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の制定について	2
5 1	藤井寺市国民健康保険条例の一部改正について	7
5 2	藤井寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	10
5 3	藤井寺市立自動車・自転車等駐車場条例の一部改正について	14
5 4	藤井寺市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例の一部改正について	18
5 5	藤井寺市立市民総合会館の指定管理者の指定について	27
5 6	藤井寺市立福祉会館の指定管理者の指定について	28
5 7	藤井寺市立老人福祉センターの指定管理者の指定について	29
5 8	藤井寺市立藤井寺駅南駐輪・駐車場の指定管理者の指定について	30
5 9	藤井寺市立土師ノ里駅前駐輪場の指定管理者の指定について	31
6 0	藤井寺市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	32

このほかの提出議案

- 議案番号 6 1 令和3年度藤井寺市一般会計補正予算（第9号）について  
           6 2 令和3年度藤井寺市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
           について  
           6 3 令和3年度藤井寺市介護保険特別会計補正予算（第3号）につ  
           いて

- 6 4 令和 3 年度藤井寺市病院事業会計補正予算（第 2 号）について
- 6 5 令和 3 年度藤井寺市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）について

報告第 20 号

専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度藤井寺市一般会計  
補正予算（第 8 号））

令和 3 年度藤井寺市一般会計補正予算（第 8 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 3 年 11 月 30 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

議案第 50 号

藤井寺市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の制定について

藤井寺市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例を次のように定める。

令和 3 年 1 月 30 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

消防団員の報酬等の基準の策定等について（令和 3 年 4 月 13 日付け消防地第 171 号）の趣旨を踏まえ、本市消防団員に係る処遇の改善を図るとともに、消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する規定の整備を行うため、本条例を制定するものである。

# 藤井寺市条例第　　号

## 藤井寺市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第19条第2項及び第23条第1項の規定に基づき、非常勤の消防団員（以下「団員」という。）の定員、任免、給与、服務等について必要な事項を定めるものとする。

### (定員)

第2条 団員の定数は、100人とする。

### (任命)

第3条 消防団長（以下「團長」という。）は消防団の推薦に基づき市長が、その他の団員は市長の承認を得て団長が、次の各号の資格を有する者のうちから任命する。

- (1) 当該消防団の管轄区域内に居住し、勤務し、又は通学する者
- (2) 年齢18歳以上の者
- (3) 志操堅固で、かつ、身体強健な者

### (欠格条項)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 第6条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 6月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者

### (分限)

第5条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、これを降任し、又は免職することができる。

- (1) 勤務実績が良くない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 前2号に規定する場合のほか、団員に必要な適格性を欠く場合
- (4) 定員の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合

2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。

- (1) 前条第2号を除く各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 第3条第1号に規定する資格を有しないこととなったとき。

(懲戒)

第6条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、懲戒処分として、戒告、停職又は免職することができる。

- (1) 消防に関する法令又は条例若しくは規則に違反した場合
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- (3) 団員としてふさわしくない非行があった場合

2 停職は、1月以内の期間を定めて行う。

第7条 分限及び懲戒に関する処分の手続については、規則で定める。

(服務規律)

第8条 団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出動し、職務に従事しなければならない。

第9条 団員が居住地を10日間以上離れる場合は、団長にあっては市長に、その他の団員にあっては団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。

第10条 団員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第11条 団員は、消防団の正常な運営を阻害し、又は著しくその活動能率を低下させる等の集団的行動をしてはならない。

(報酬)

第12条 団員に対して支給する報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。

2 年額報酬の額は、別表第1のとおりとする。

3 団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合における出動報酬の額は、別表第2のとおりとする。

4 報酬の支給方法に関しては、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第17号）の例による。

(費用弁償)

第13条 団員が公務のため旅行したときは、費用弁償として、職員の旅費に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第25号）の例により旅費を支給する。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和34年藤井寺市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条中「別表第1」を「別表」に改める。

第4条第1項中「別表第1」を「別表」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

別表第1中

「

健康増進計画・食育推進計画策定委員会 委員	日額	9,500円
消防団団長	年額	160,000円
消防団副団長	年額	109,000円
消防団分団長	年額	71,000円
消防団副分団長	年額	55,000円
消防団班長	年額	47,000円
消防団団員	年額	37,000円

」

を

「

健康増進計画・食育推進計画策定委員会 委員	日額	9,500円
--------------------------	----	--------

」

に改め、同表を別表とする。

別表第2を削る。

(藤井寺市消防団条例の一部改正)

第3条 藤井寺市消防団条例(昭和40年藤井寺市条例第24号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

## 藤井寺市消防団の設置等に関する条例

第1条を次のように改める。

### (趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第1項の規定に基づき、消防団の設置、名称及び区域について定めるものとする。

第2条中「藤井寺市消防団（以下「消防団」という。）を設置し、区域を藤井寺市全域とする。」を「消防団を設置する。」に改め、同条に次の1項を加える。

2 消防団の名称及び区域は、次のとおりとする。

(1) 名称 藤井寺市消防団

(2) 区域 藤井寺市全域

第3条から第14条までを削る。

別表第1(第12条関係)

区分	報酬額
団長	年額 160,000円
副団長	年額 109,000円
分団長	年額 71,000円
副分団長	年額 55,000円
班長	年額 47,000円
上記以外の団員	年額 37,000円

別表第2(第12条関係)

区分	報酬額
災害等の場合	3時間以下 3,000円
	3時間を超え6時間以下 6,000円
	6時間を超え8時間以下 8,000円
	以降1時間（1時間未満は1時間とする。）ごとに 1,000円
訓練等の場合	日額 3,000円
広報・啓発活動等の場合	時間額 1,000円

議案第 51 号

藤井寺市国民健康保険条例の一部改正について

藤井寺市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 11 月 30 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和 3 年政令第 222 号）による出産育児一時金の金額改定及び全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 66 号）による未就学児の均等割保険料減額措置の実施に伴い、本条例において所要の改正を行うものである。

藤井寺市条例第　　号

藤井寺市国民健康保険条例の一部を改正する条例

藤井寺市国民健康保険条例（昭和36年藤井寺市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「404,000円」を「408,000円」に改める。

第9条の3中「第19条」の次に「及び第19条の3」を加え、同条第1号ウ中「第81条の2第4項」を「第81条の2第5項」に改め、同号エ中「第81条の2第9項第2号」を「第81条の2第10項第2号」に改め、同条第2号エ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第13条の6の2中「第19条」の次に「及び第19条の3」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第19条の見出しを「（低所得者の保険料の減額）」に改める。

第19条の2の次に次の1条を加える。

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第19条の3　当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第13条又は第13条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額とする（第4項に掲げる場合を除く。）。

2 第13条第2項及び第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第13条第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第13条の5」とあるのは「第13条の6の5又は第13条の6の8」と、第2項中「第13条」とあるのは「第13条の6の5」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、第19条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第13条又は第13条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第19条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（同条第2項において準用する第13条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とす

る。) を控除して得た額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額とする。

5 第13条第2項及び第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第13条第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第13条の5」とあるのは「第13条の6の5又は第13条の6の8」と、「同条第2項」とあるのは「同条第3項」と、「第13条第2項」とあるのは「第13条の6の5第2項」と、第5項中「第13条」とあるのは「第13条の6の5」と読み替えるものとする。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定及び次項の規定は、令和4年1月1日から施行する。

##### (経過措置)

2 この条例による改正後の藤井寺市国民健康保険条例(以下「新条例」という。)第5条第1項の規定は、令和4年1月1日以後の出産に係る出産育児一時金から適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

3 新条例第19条の3の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 52 号

藤井寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

藤井寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 1 月 30 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）において、電磁的方法による対応の追加等の改正が行われたため、本条例においても同様の改正を行うものである。

# 藤井寺市条例第　　号

## 藤井寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例

藤井寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年藤井寺市条例第18号）の一部を次のように改正する。

### 目次中

「

　　第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）

」

を

「

　　第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）

　　第4章 雜則（第53条）

」

に改める。

　　第5条第2項から第5項までを削る。

　　第38条第2項を削る。

　　第42条第1項第3号中「この号」の次に「及び第4項第1号」を加え、同条第4項第1号中「児童福祉法第24条第3項」の次に「（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同条第5項中「行う者」を「行う施設」に改める。

　　第3章の次に次の1章を加える。

### 第4章 雜則

（電磁的記録等）

第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行なうことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行なうことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出につい

ては、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

- ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したもの交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの  
(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の

申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 53 号

藤井寺市立自動車・自転車等駐車場条例の一部改正について

藤井寺市立自動車・自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 1 月 30 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

指定管理者の変更及び藤井寺市立藤井寺駅南駐輪・駐車場の立体自動車駐車場の平面化に伴い、駐車場の区分、入出場時間、使用料等を変更するため、本条例において所要の改正を行うものである。

藤井寺市条例第　　号

藤井寺市立自動車・自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

藤井寺市立自動車・自転車等駐車場条例（平成7年藤井寺市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条の表藤井寺市立藤井寺駅南駐輪・駐車場の項中「平面自動車駐車場」を「東側自動車駐車場」に、「立体自動車駐車場」を「西側自動車駐車場」に改める。

第3条の表自転車等駐車場の項駐車車両の種類の欄中「車いす」を「車椅子」に改める。

第6条第1項中「あらかじめ」を「規則に定めるところにより」に、「申請書を提出」を「申請」に改め、同条第3項中「使用者」を「第1項の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）」に改める。

第7条中「日及び」を削り、「別表第1のとおりとする」を「次の各号に定めるところによる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 藤井寺市立藤井寺駅南駐輪・駐車場 終日
- (2) 藤井寺市立土師ノ里駅前駐輪場 午前4時50分から翌日午前0時50分まで

第8条第1項を次のように改める。

藤井寺市立土師ノ里駅前駐輪場の使用者は、別表第1に定める使用料を指定管理者に納付しなければならない。

第8条第2項中「別表第2」を「別表第1」に改め、同条第3項本文中「返還」を「、還付」に改め、同項ただし書中「返還」を「還付」に改める。

第9条第1項を次のように改める。

藤井寺市立藤井寺駅南駐輪・駐車場の使用者は、当該駐車場の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。

第9条第2項中「別表」を「別表第2」に、「使用料」を「料金」に改め、同条第4項中「返還」を「還付」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項の次に次の2項を加える。

4 指定管理者は、必要があると認めるときは、利用料金の額から100分の10以内の割引をした額をもって、回数券を発行することができる。

5 利用料金は、法第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入として收受させるものとする。

第11条第5号中「前4号」を「前各号」に改める。

第13条第1項中「付属」を「附属」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第8条関係）

藤井寺市立土師ノ里駅前駐輪場

使用区分 車両区分	一時使用	定期使用	
	1回	1か月	3か月
自転車	150円	2,300円	6,500円
原動機付自転車	200円	2,900円	8,300円
身体障害者用の車椅子	無料		

備考

- 1 一時使用とは、当日1回についての使用的都度、使用料を納付するものとす。この場合において、当日とは、午前4時50分から翌日の午前0時50分までとする。
- 2 定期使用とは、1か月（月の初日から末日までをいう。）、3か月（月の初日から翌々月の末日までをいう。）を単位として、継続して使用するため一括して使用料を納付するものをいう。

別表第2（第9条関係）

藤井寺市立藤井寺駅南駐輪・駐車場

1 自動車駐車場

使用区分	一時使用			定期使用	
	1時間未満	1時間(1時間未満は1時間とする。)を超えるごとに	入庫後24時間以内の上限額	1か月	3か月
料金	300円	150円	800円	14,000円	42,000円

2 自転車等駐車場

使用区分	一時使用	定期使用	
	1回	1か月	3か月
自転車	150円	2,300円	6,500円
原動機付自転車	200円	2,900円	8,300円
身体障害者用の車椅子	無料		

#### 備考

- 1 一時使用とは、当日1回についての使用的都度、利用料金を納付するものをいう。この場合において、当日とは、入庫後24時間とする。
- 2 定期使用とは、1か月（月の初日から末日までをいう。）、3か月（月の初日から翌々月の末日までをいう。）を単位として、継続して使用するために一括して利用料金を納付するものをいう。

#### 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

## 議案第 54 号

藤井寺市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例の一部改正について

藤井寺市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 1 月 30 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

### 提案理由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）の改正に伴い、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成 18 年国土交通省令第 116 号）において、条例で定める基準に適合させなければならない施設として、バス、タクシー等の旅客用車両を停留させる施設である旅客特定車両停留施設を新たに加える等の改正が行われたため、本条例においても同様の改正を行うものである。

## 藤井寺市条例第　　号

### 藤井寺市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

藤井寺市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例（平成24年藤井寺市条例第26号）の一部を次のように改正する。

目次中「第1条・第2条」を「第1条—第2条の2」に、「歩道等」を「歩道等及び自転車歩行者専用道路等の構造」に、「立体横断施設」を「立体横断施設の構造」に、「乗合自動車停留所」を「乗合自動車停留所の構造」に、「自動車駐車場」を「自動車駐車場の構造」に、

「

第6章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等（第30条—第33条）

」

を

「

第6章 旅客特定車両停留施設の構造（第30条—第40条）

第7章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等（第41条—第44条）

」

に改める。

第2条中「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」を「移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令」に改め、第1章中同条の次に次の1条を加える。

（災害等の場合の適用除外）

第2条の2 災害等のため一時使用する旅客特定車両停留施設の構造及び設備については、この条例の規定によらないことができる。

「第2章 歩道等」を「第2章 歩道等及び自転車歩行者専用道路等の構造」に改める。

第3条中「設ける道路」の次に「、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路」を加える。

第4条第3項中「又は」を「若しくは」に改め、「いう。）」の次に「又は自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路（以下「自転車歩行者専用道路等」という。）」を、「当該歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3　自転車歩行者専用道路の有効幅員は、道路構造条例第41条第1項に規定する幅員の値以上とするものとする。

4　歩行者専用道路の有効幅員は、道路構造条例第42条第1項に規定する幅員の値以上とするものとする。

第5条中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加える。

第6条第1項中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同条第2項中「除く。」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加える。

「第3章 立体横断施設」を「第3章 立体横断施設の構造」に改める。

第12条第2号中「装置」を「設備」に改め、同条第5号中「により、籠外から籠内が」を「又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに」に改め、同条第8号、第9号及び第13号中「装置」を「設備」に改める。

第13条各号列記以外の部分中「以下」を「以下この条において」に改め、同条第2号ただし書中「以上」を「以下」に改める。

「第4章 乗合自動車停留所」を「第4章 乗合自動車停留所の構造」に改める。

「第5章 自動車駐車場」を「第5章 自動車駐車場の構造」に改める。

第33条第1項中「歩道等」の次に「、自転車歩行者専用道路等」を加え、同条第2項本文中「及び自動車駐車場」を「、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設」に改め、同項ただし書中「及び自動車駐車場の路面」を「、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設の路面又は床面」に改め、同条を第44条とする。

第32条中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同条に次の2項を加える。

2　旅客特定車両停留施設には、高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を1以上設けるものとする。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。

3　前項の施設に優先席（主として、高齢者、障害者等の優先的な利用のために設けられる座席をいう。以下この項において同じ。）を設ける場合は、その付近に、当該優先席における優先的に利用することができる者を表示する案内標識を設けるものとする。

第32条を第43条とする。

第31条第1項中「歩道等」の次に「、自転車歩行者専用道路等」を加え、「及び自動車駐車場」を「並びに自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設」に改め、同条中第3項を第5項とし、第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 前項の規定により視覚障害者誘導用ブロックが敷設された旅客特定車両停留施設の通路と第12条第11号の基準に適合する乗降口に設ける操作盤、前条第6項の規定により設けられる設備（音によるものを除く。）、便所の出入口及び第39条の基準に適合する乗車券等販売所との間の経路を構成する通路には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合であって、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の経路を構成する通路については、この限りでない。

3 旅客特定車両停留施設の階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

第31条を第42条とする。

第30条に次の4項を加える。

3 旅客特定車両停留施設のエレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備（第5項において「移動等円滑化のための主要な設備」という。）又は同項に規定する案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する案内標識を設けるものとする。

4 前項の案内標識は、日本産業規格Z8210に適合するものとする。

5 公共用通路に直接通ずる出入口の付近には、移動等円滑化のための主要な設備（第30条第3項前段の規定により昇降機を設けない場合にあっては、同項前段に規定する他の施設のエレベーターを含む。以下この条において同じ。）の配置を表示した案内板その他の設備を設けるものとする。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

6 公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客特定車両停留施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けるものとする。

第30条を第41条とする。

第6章を第7章とし、第5章の次に次の1章を加える。

## 第6章 旅客特定車両停留施設の構造

### (通路)

第30条 公共用通路（旅客特定車両停留施設に旅客特定車両（道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）第1条第1号から第3号までに掲げる自動車をいう。以下同じ。）が停留することができる時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であって、旅客特定車両停留施設の外部にあるものをいう。）

以下同じ。) から旅客特定車両の乗降口に至る通路のうち、乗降場ごとに 1 以上の通路は、次に定める構造とするものとする。

(1) 有効幅員は、1.4 メートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50 メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅員を 1.2 メートル以上とすることができます。

(2) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、90 センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80 センチメートル以上とすることができます。

イ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

2 前項の 1 以上の通路（以下「移動等円滑化された通路」という。）において床面に高低差がある場合は、エレベーター又は傾斜路を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エスカレーター（構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であって車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のもの）をもってこれに代えることができる。

3 旅客特定車両停留施設に隣接しており、かつ、旅客特定車両停留施設と一体的に利用される他の施設のエレベーター（第 32 条の基準に適合するものに限る。）又は傾斜路（第 33 条の基準に適合するものに限る。）を利用することにより高齢者、障害者等が旅客特定車両停留施設に旅客特定車両が停留することができる時間内において常時公用通路と旅客特定車両の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、前項の規定によらないことができる。管理上の理由により昇降機を設置することが困難である場合も、また同様とする。

4 旅客特定車両停留施設の通路は、次に定める構造とするものとする。

(1) 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。

(2) 段差を設ける場合は、当該段差は、次に定める構造とすること。

ア 踏面の端部の全体とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段差を容易に識別できるものとすること。

イ 段鼻の突き出しその他のつまづきの原因となるものを設けない構造とすること。

(出入口)

第31条 移動等円滑化された通路と公用通路の出入口は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができます。
- (2) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができます。

イ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

- (3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

(エレベーター)

第32条 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。

- (1) 籠の内法幅は1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）にあっては、この限りでない。
- (2) 籠及び昇降路の出入口の有効幅は、80センチメートル以上とすること。
- (3) 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第1号ただし書の構造のエレベーターにあっては、この限りでない。

2 第12条第5号から第13号までの規定は、移動等円滑化された通路に設けるエレベーターについて準用する。

3 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターの台数、籠の内法幅及び内法奥行きは、旅客特定車両停留施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定めるものとする。

(傾斜路)

第33条 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路（その踊場を含む。以下この条

において同じ。)は、次に定める構造とするものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- (1) 有効幅員は、1.2メートル以上とすること。ただし、階段に併設する場合においては、90センチメートル以上とすることができます。
  - (2) 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。ただし、傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合は、12パーセント以下とすることができます。
  - (3) 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏み幅1.5メートル以上の踊場を設けること。
- 2 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路の床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。
- 3 第13条第3号から第5号まで、第7号、第8号及び第10号の規定は、移動等円滑化された通路に設ける傾斜路について準用する。

(エスカレーター)

第34条 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターは、次に定める構造とするものとする。ただし、第3号及び第4号については、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち1のみが適合していれば足りるものとする。

- (1) 上り専用のものと下り専用のものをそれぞれ設置すること。ただし、旅客が同時に双方向に移動することができない場合においては、この限りでない。
  - (2) エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該エスカレーターへの進入の可否を示すこと。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターにおいては、この限りでない。
  - (3) 踏み段の有効幅は、80センチメートル以上とすること。
  - (4) 踏み段の面を車椅子使用者が円滑に昇降するために必要な広さとができる構造であり、かつ、車止めが設けられていること。
- 2 第14条第2号から第5号までの規定は、移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターについて準用する。
- 3 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターには、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けるものとする。

(階段)

第35条 第16条第2号から第8号まで、第10号及び第11号の規定は、移動等円滑化された通路に設ける階段について準用する。

(乗降場)

第36条 旅客特定車両停留施設の乗降場は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。
- (2) 旅客特定車両の通行方向に平行する方向の縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができます。
- (3) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、誘導車路の構造、気象状況又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができます。
- (4) 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他の旅客特定車両の通行、停留又は駐車の用に供する場所（以下この号において「旅客特定車両用場所」という。）に接する部分には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の視覚障害者の旅客特定車両用場所への進入を防止するための設備が設けられていること。
- (5) 当該乗降場に接して停留する旅客特定車両に車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のものであること。

（運行情報提供設備）

第37条 旅客特定車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を設けるものとする。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

（便所）

第38条 第27条から第29条までの規定は、旅客特定車両停留施設に便所を設ける場合について準用する。この場合において、第28条第1項第1号中「第22条に規定する道路」とあるのは「移動等円滑化された道路」と、「同条各号」とあるのは「第22条各号」と読み替えるものとする。

（乗車券等販売所、待合所及び案内所）

第39条 乗車券等販売所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 移動等円滑化された通路と乗車券等販売所との間の通路は、第30条第1項各号に掲げる基準に適合すること。
- (2) 出入口を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とすること。
  - ア 有効幅は、80センチメートル以上とすること。
  - イ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とするものとする。
    - ① 有効幅は、80センチメートル以上とすること。
    - ④ 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

ウ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

(3) カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、待合所及び案内所を設ける場合について準用する。

3 乗車券等販売所又は案内所（勤務する者を置かないものを除く。）は、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を設けるものとする。この場合において、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所又は案内所に表示するものとする。

#### （券売機）

第40条 乗車券等販売所に券売機を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とするものとする。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合は、この限りでない。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 55 号

藤井寺市立市民総合会館の指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 30 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

- 1 施設の名称 藤井寺市立市民総合会館
- 2 指定管理者 藤井寺市北岡 1 丁目 2 番 3 号  
公益財団法人藤井寺市地域サービス公社
- 3 指定期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

提案理由

藤井寺市立市民総合会館の指定管理者の指定期間が令和 4 年 3 月 31 日をもって満了することに伴い、新たに当該施設の指定管理者を指定しようとするものである。

議案第 56 号

藤井寺市立福祉会館の指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 30 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

- 1 施設の名称 藤井寺市立福祉会館
- 2 指定管理者 藤井寺市北岡 1 丁目 2 番 8 号  
社会福祉法人藤井寺市社会福祉協議会
- 3 指定期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

提案理由

藤井寺市立福祉会館の指定管理者の指定期間が令和 4 年 3 月 31 日をもって満了することに伴い、新たに当該施設の指定管理者を指定しようとするものである。

議案第 57 号

藤井寺市立老人福祉センターの指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 30 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

- 1 施設の名称 藤井寺市立老人福祉センター
- 2 指定管理者 吹田市南金田 2 丁目 12 番 1 号  
株式会社ビケンテクノ
- 3 指定期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

提案理由

藤井寺市立老人福祉センターの指定管理者の指定期間が令和 4 年 3 月 31 日をもって満了することに伴い、新たに当該施設の指定管理者を指定しようとするものである。

議案第 58 号

藤井寺市立藤井寺駅南駐輪・駐車場の指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 30 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

- 1 施設の名称 藤井寺市立藤井寺駅南駐輪・駐車場
- 2 指定管理者 大阪市西区立堺掘 1 丁目 6 番 17 号  
アマノマネジメントサービス株式会社大阪支店
- 3 指定期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

提案理由

藤井寺市立藤井寺駅南駐輪・駐車場の指定管理者の指定期間が令和 4 年 3 月 31 日をもって満了することに伴い、新たに当該施設の指定管理者を指定しようとするものである。

議案第 59 号

藤井寺市立土師ノ里駅前駐輪場の指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 30 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

- 1 施設の名称 藤井寺市立土師ノ里駅前駐輪場
- 2 指定管理者 藤井寺市北岡 1 丁目 2 番 3 号  
公益財団法人藤井寺市地域サービス公社
- 3 指定期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

提案理由

藤井寺市立土師ノ里駅前駐輪場の指定管理者の指定期間が令和 4 年 3 月 31 日をもって満了することに伴い、新たに当該施設の指定管理者を指定しようとするものである。

議案第 60 号

藤井寺市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるこ  
とについて

次の者を藤井寺市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 3 年 11 月 30 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

西 浦 宣 行

野 村 和 雄

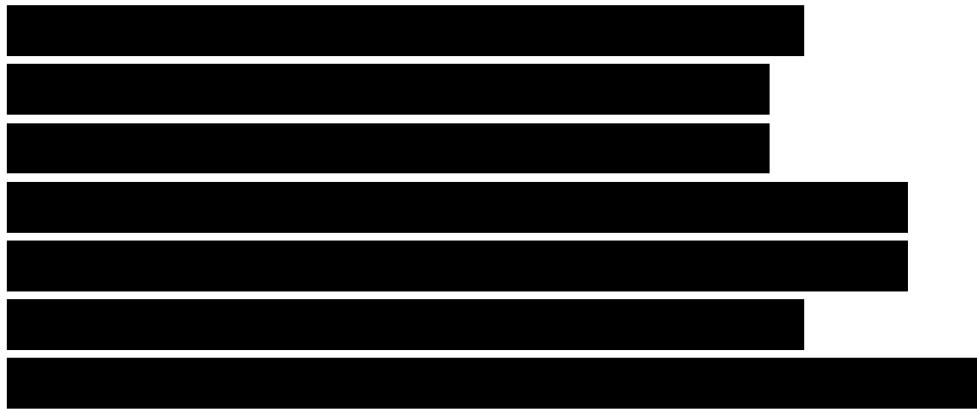
提案理由

西浦宣行氏は、令和 3 年 12 月 31 日任期満了によるものであり、野村和雄氏は、現委員 白木直光氏が令和 3 年 12 月 31 日を以って辞任するため、後任として選任するものである。

住所

西 浦 宣 行  
生

略 歴



同 9年12月 藤井寺市固定資産評価審査委員会委員

同 12年12月 藤井寺市固定資産評価審査委員会委員

同 16年 1月 藤井寺市固定資産評価審査委員会委員

同 19年 1月 藤井寺市固定資産評価審査委員会委員

同 19年10月 大阪家庭裁判所家事調停委員（現在に至る）

同 22年 1月 藤井寺市固定資産評価審査委員会委員

同 24年 1月 大阪地方裁判所鑑定委員（現在に至る）

同 25年 1月 藤井寺市固定資産評価審査委員会委員

同 28年 1月 藤井寺市固定資産評価審査委員会委員

同 31年 1月 藤井寺市固定資産評価審査委員会委員（現在に至る）

住所

野 村 和 雄  
生

略 歷

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

